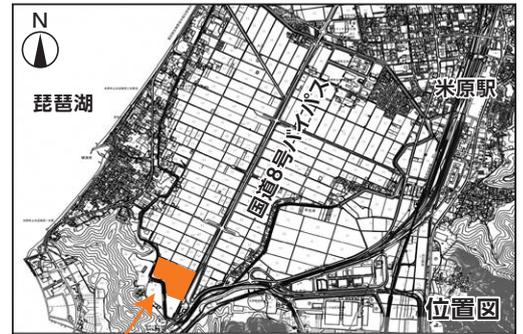


「(仮称)磯公園」新たな公園の整備工事を進めています

岡市 都市計画課 ☎53-5144 ㊟53-5138

この公園は、「米原市緑の基本計画」において、市の西部地域における運動レクリエーション的機能を担うとともに、磯山風致地区と一体となった良好な都市環境を形成する場と位置付けられ、計画されたものです。令和6年度から整備工事を開始し、現在は公園内の園路など基盤部分の工事を進めています。令和7年度には、市民の皆さまのご意見を取り入れて遊具を選定し、令和9年度の完成を目指して準備を進めています。

「(仮称)磯公園」完成イメージ図



「(仮称)磯公園」計画地

◆「(仮称)磯公園」の遊具に関するアンケートにご協力ください◆

市民の皆さまにとってより快適で魅力的な都市公園を作るため、子どもたちが思いきり遊べる遊具や、幅広い年齢層が楽しめる環境づくりを目指し、園内に設置する遊具についてのアンケートを実施します。ぜひご協力をお願いします！

回答はこちらから (回答期限:9月30日(火)まで)→



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

手づくり応援のぼり旗が完成しました! 岡市 スポーツ推進課 ☎53-5155 ㊟53-5129

国スポ・障スポ大会に出場する全国の選手たちを応援するため、各都道府県の特徴を盛り込んでデザインした「応援のぼり旗」を市内小学生の皆さんに作成いただきました!

「応援のぼり旗」は市役所本庁舎の各フロアに展示中ですので、子どもたちが作成した素晴らしいデザインを、この機会にぜひご覧ください。



市内小学校での「応援のぼり旗」作成風景



本庁舎展示の様子

※ホッケー競技開催期間中は競技会場(伊吹第1グラウンド)おもてなしエリアに展示します。

令和8年度 保育所・認定こども園等および放課後児童クラブの入所(園)・入会申し込み

申し込みは、“マイナポータル内の電子申請サービス”から受け付けを行います。

※申し込み方法等詳しくは、広報まいばら10月号、市公式ウェブサイト等でお知らせします。

※年度途中から入所(園)・入会希望の場合も、右記期間にお申し込みください。

※就労証明書等必要書類は、受付期間に間に合うようご準備ください。なお、令和7年9月1日以降の証明日のものが必要となりますので、ご注意ください。

※昨年度申し込み分から就労証明書の様式を変更していますので、お間違えのないようご注意ください。

資料等配布開始 **10月1日(水)**

保育幼稚園課、子育て支援課、山東支所、各市民自治センター、市内各園で配布

受付期間 **10月17日(金)～31日(金)**

※市内保育所・児童クラブ等の受付期間です。

市外保育所等は、保育幼稚園課へ事前にご確認ください。

保育所・認定こども園等の入所(園)手続き

〒市 保育幼稚園課 ☎53-5133 ☎53-5128

・令和8年度中に育児休業からの復帰を考えている人もしくは令和9年4月に育児休業から復帰する人で、前月の3月にならし保育を希望する人は、この期間内にお申し込みください。

・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入園調整終了後に調整を行います。



放課後児童クラブの入会手続き

〒市 子育て支援課 ☎53-5131 ☎53-5128

▼申し込み対象は下記のとおりです。

・冬休み(令和7年12月、令和8年1月)

・春休み(令和8年3月、4月)

・令和8年度年間利用(令和8年4月から令和9年3月)

・受付期間内に就労証明書等が提出できない人は、期間内申込者の入会調整終了後に調整を行います。

・受付期間後の随時申し込みは、令和8年4月(5月利用開始分)以降の受け付けとなります。

・夏休みの入会申し込みは、令和8年5月上旬(1日から15日)を予定しています。

定額減税補足給付金(不足額給付)を支給します

〒市 税務課(不足額給付担当) ☎53-5217 ☎53-5118

昨年度の定額減税において、減税しきれないと見込まれた方に支給した調整給付額に不足が生じる場合に、追加で給付します。

対象者

①令和7年1月1日時点で米原市に住民登録があり、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付すべき所要額と、令和6年度支給済の調整給付額との間で差額が生じた方

▶9月上旬に「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。「支給のお知らせ」が届いた方は振込口座を変更する場合に申請が必要です。また、「支給確認書」が届いた方は振込口座の申請が必要です。

②次の要件を全て満たす方

・本人および扶養親族等として昨年度実施した定額減税の対象外であった方(青色事業専従者や事業専従者(白色)等)

・低所得世帯向け給付(令和5年度または令和6年度に実施)の対象世帯の世帯主および世帯員ではない方

▶申請(書類の提出)が必要です。給付要件を確認後、対象となる方へ給付を行います。

※令和6年中に米原市へ転入された方など、令和6年度個人住民税を他自治体で課税されていた方は、支給要件に該当するかを確認の上、個別に申請が必要です。

申請期限 **10月31日(金)** ※当日消印有効

詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

交通事故などで医療機関を受診した場合は届け出が必要です

岡市 市民保険課 ☎53-5114 ㊟53-5118

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けた怪我などの治療費は、加害者側が負担することが原則ですが、届け出により保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度で一時的に治療費を立て替え、後日加害者に請求するため、警察だけでなく、市民保険課にも速やかに届け出をしてください。

また、**医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。**

第三者行為となる例

- 交通事故(単独事故の場合も届け出が必要)
- 暴力行為による怪我
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあった など



届け出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書(または念書)
- 誓約書(加害者側が記入したもの)
- 交通事故証明書*
(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合のみ。物損事故扱いの場合は、別に「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。
- 福祉医療費助成対象者等届出書
(福祉医療費助成を受けている人のみ)

必要書類が全て揃わない場合でも、まずは届け出をしてください



・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険や後期高齢者医療制度で立て替えることができなくなります。容易に示談をせず、市民保険課までご相談ください。

・第三者行為による治療を保険診療により受けた人が同時に福祉医療費受給券等を使用された場合は、加入している健康保険に関わらず、同様の書類を市民保険課に提出する必要がありますので、福祉医療担当まで使用された旨を申し出てください。

・以下の場合は国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険診療を受けられません。

- ①勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象)
- ②犯罪行為や故意の事故
- ③飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

あなたの大切な個人情報の不正防止のため

本人通知制度への事前登録をお願いします 岡市 市民保険課 ☎53-5113 ㊟53-5118

本人通知制度とは?

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に対して、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。**証明書の交付に制限をかけるものではありません。**

2つの効果が期待できます!

①不正請求および不正取得の防止 ②不正請求の抑止

証明書の不正請求の早期発見や、個人情報の不正利用防止、事実関係の早期究明が期待できます。

本人通知制度の周知により、不正が発覚する可能性が高まるため、委任状偽造等の不正請求を躊躇させる効果が期待できます。

登録ができる人

市に住民登録をしている人、本籍がある人(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状および代理人の本人確認書類が必要です。

受付場所

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター



教育振興基本計画審議会の委員を募集します

☎ 市 教育総務課 ☎53-5151 ☎ 53-5129

「第3期米原市教育振興基本計画」は令和4年3月に策定され、教育課題の解決を図るため、本市の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法に基づく計画です。この計画は、令和8年度までの計画のため、これまでの取り組みの検証を踏まえて、次期計画を策定します。

次期計画策定に向け、市民の皆さんのご意見をいただくために、米原市教育振興基本計画審議会の委員を募集します。

公募資格

年齢が満18歳以上で、市内在住・在勤または在学している人(令和7年9月1日時点)

任期・報酬等

任 期	委嘱の日から計画答申(令和8年11月末予定)まで
報 酬	会議1回の出席につき5,000円(6回程度)
募集人数	2人以内

応募方法

9月19日(金)までに、申込書を教育総務課へ提出してください。申込書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。ただし、委員選任後は、その方の氏名などを公表します。
※応募者多数の場合、書類審査による委員の選考を行います。



▲市公式ウェブサイト

子ども・子育て審議会の委員を募集します

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5131 ☎ 53-5128

市では、第2期米原市子ども・子育て支援事業計画の計画期間満了に伴い、令和7年度から5年間を計画期間とする「米原市こども計画」を令和7年3月に策定しました。

この計画に掲げる施策の実施に向け、子育て施策の実施状況の確認と計画の推進にあたり、市民の皆さんのご意見をいただくため、米原市子ども・子育て審議会の委員を募集します。

公募資格

年齢が満18歳以上で、市内在住・在勤または在学している人(令和7年4月1日時点)

任期・報酬等

任 期	委嘱の日から令和9年3月31日まで
報 酬	会議1回の出席につき5,000円(年2回程度)
募集人数	2人以内

応募方法

9月30日(火)までに、申込書を子育て支援課へ提出してください。申込書は、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

※申込書に記載いただいた個人情報は、委員の選考のため利用し、その業務以外には使用しません。ただし、委員選任後は、その方の氏名などを公表します。



▲市公式ウェブサイト

スマートフォンアプリ「マチイロ」で 広報まいばらが読めます!

☎ 市 広報秘書課 ☎53-5163 ☎ 53-5149

スマートフォンで全国の自治体の広報誌が読めるアプリ「マチイロ」で広報まいばらを読むことができます!

ダウンロードはこちらから



*アプリの利用は無料ですが、情報の受信には通信料が必要です。
*アプリ閲覧中に広告が表示されますが、その内容に米原市は一切責任を負いません。



おしごとフェスタin長浜(合同企業説明会)を開催します!

〒市 シティセールス課 ☎53-5146 ㊚53-5139
 合同会社LOCO ☎0749-53-4480

育児や介護に配慮があるなど、従業員の働き方に対する支援がある求人を出す地元企業が10社程度参加する合同企業説明会を開催します!

日時

9月10日(水)9時30分～12時30分
 ※受付は9時10分～(入退場自由)

申し込み

合同会社LOCOへ連絡
 ☎0749-53-4480 ㊚loco.living1@gmail.com

場所

さざなみタウン2階多目的ホール
 (長浜市高田町12-34)

その他

- ・無料託児有(定員10名・生後6カ月以上・先着順)
- ・1社あたり20分の説明
- ・ノースーツ・私服で参加OK
- ・参加費無料



▲詳しくはこちら

起業・再就職へ デジタル・デザインを学びませんか?

〒市 シティセールス課 ☎53-5146 ㊚53-5139
 合同会社LOCO ☎0749-53-4480

滋賀県北の近江振興プロジェクトの一環として、デジタル・デザインスキルが学べるセミナーを開催します。再就職や起業にむけて習得したいデジタル・デザインスキルについて、基礎から一緒に学びませんか?受講後は、「働く」に向けたサポートもあります!

日程・場所・内容

日程	場所	内容
9月12日(金)	滋賀文教短期大学 (長浜市田村町335)	書類作成、ビジネスメール(Word)
9月18日(木)		簡単な集計・表・クラウド(Excel)
9月25日(木)		書類の「見せ方」の工夫(PowerPoint)
10月2日(木)	LOCO Living (長浜市北船町3-24 えきまちテラス2階)	チラシ・web・SNS役割の違い(Canva)
10月9日(木)		媒体別の魅せ方実践(Canva)

※時間は全て9時30分～12時

その他

参加無料・定員15名

申し込み

合同会社LOCOへ連絡
 ☎0749-53-4480
 ㊚loco.living1@gmail.com



▲詳しくはこちら

後期高齢者歯科健康診査を受診しましょう

〇市 市民保険課 ☎53-5114 〇53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

下記の方を対象に歯科健康診査を実施します。食べたいものを美味しく食べるためには、お口や歯の健康が大切です。この健診では、歯と歯ぐきの状態に加え、噛む力、飲み込みの検査など口腔機能全般についてチェックします。受診費用は無料です。この機会にぜひご受診ください。

◆今年度の受診対象者◆

- ・**今年度76歳になる方**(昭和24年4月1日～昭和25年3月31日に生まれた方)
- ・**今年度81歳になる方**(昭和19年4月1日～昭和20年3月31日に生まれた方)

※対象の方には、9月上旬頃にご案内の封筒をお送りします。
※受診できる歯科医療機関は、滋賀県歯科医師会会員歯科医療機関です。

高齢者等安心確保(絆バトン)事業

救急医療情報カードを定期的に見直しましょう

〇市 高齢福祉課 ☎53-5122 〇53-5119

市内の高齢者や障がい者の方の救急時に備えるため、高齢者等安心確保(絆バトン)事業を行っています。救命作業が迅速に行われるよう「救急医療情報カード」の内容に変更がないか定期的に見直しましょう。

絆バトンとは

絆バトンとは、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を記載した救急医療情報カード等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。救急時や災害時に適切な医療を行い、高齢者や障がい者の方が安心して生活できる環境をつくるために実施しています。

絆バトン配布対象者

- (1)75歳以上の方
- (2)要介護認定において要介護3から要介護5までの判定を受けている方
- (3)身体障害者手帳をお持ちの方(1級もしくは2級に該当する方など)
- (4)療育手帳をお持ちの方(重度または最重度に該当する方)
- (5)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(1級に該当する方)
- (6)救急時に不安を抱く方および災害時に自力避難することが困難な方



緊急時連絡先やかかりつけ医等に変更がある場合は、最新の情報を救急医療情報カードに記入し更新を行ってください。カードは高齢福祉課、山東支所または各市民自治センターに設置しています。絆バトンの新規申請も随時受け付けています!

9月23日は「手話の日」

市役所でブルーライトアップを行います

〇市 障がい福祉課 ☎53-5123 〇53-5119

6月25日に施行された手話施策推進法では、手話を使う人にとって手話は言語であり、重要な意思疎通の手段であると位置づけられており、毎年9月23日を「手話の日」とすることが定められています。ブルーライトアップの取り組みは、国連総会で決議された手話言語の国際デー(9月23日)の啓発事業として世界各地で実施されており、米原市でも下記のとおり実施します。

実施日時 9月23日(火・祝) 19時～21時

実施場所 市役所本庁舎

米原市では、「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、各種事業を実施しています。引き続き、聴覚障がいの有無に関わらず、安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、施策を推進していきます。



令和6年度実施時の様子

ふれあいのまち 差別のないまち
9月は「同和問題啓発強調月間」です

☎市 人権政策課 ☎53-5167 ㊟53-5148

同和問題についての正しい理解と認識を深め、一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて行動できるよう、下記のとおり街頭啓発を行います。

◆街頭啓発◆

- ☐日時 9月1日(月) 17時～18時
 ※啓発物品がなくなり次第終了します。
- ☐場所 バロー近江店前、フレンドmart山東店前
- ☐内容 人権擁護推進員と市職員が、同和問題の解決に向けて呼びかけ、啓発物品を配布します。



9月10日は“下水道の日”
早期の水洗化にご協力ください

☎市 上下水道課 ☎53-5174 ㊟53-5179

市では、衛生的で快適な生活環境づくりのため下水道を整備しています。下水道への接続は、水環境を守り、次の世代へ伝えていくことにも繋がりますので、早期の水洗化にご協力ください。



水洗化工事は指定工事店へ

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や材質などに基準が定められています。工事をする時は、必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する「**米原市下水道排水設備指定工事店**」に依頼してください。

指定工事店一覧はこちら▶
 (市公式ウェブサイト)



下水道はルールを守って正しく使いましょう

大量の油や紙おむつなどを流すと、下水道管のつまりや、ポンプが故障する原因になります。下水道に異物を流さないようご協力をお願いします。

- トイレではティッシュペーパーは使用しない
紙おむつや生理用品などは流さない
- お風呂場や洗面所では、排水口に溜まる毛髪などは取り除く
- 台所では、分離ます※に溜まった野菜くずや油を定期的に取り除き、鍋や食器についた油污は、拭き取ってから洗う
 ※各家庭の台所排水の下流にある直径30センチメートルほどのもの



市制20周年特別企画

マイバラメモリアルニュース Vol. 4

～米原市が誕生した20年前のあの頃を振り返る～

◆地域文化の保存を～甲津原で唐臼小屋の屋根の葺き替え～◆

からうす 広報まいばら2005年(平成17年)9月号掲載

唐臼小屋とは、自然の水の力を利用して米を杵で搗く大きな臼が設置された小屋のことで、昭和20年代まで甲津原には約20基の唐臼小屋があったと言われています。

甲津原の唐臼小屋は屋根や壁が傷み、臼の設備も古く使えなくなっていました。2005年7月、山村地域を特徴づける大切な文化を守っていく取り組みの一環として、地元の職人さんや地域住民らが協力し、約3カ月をかけて屋根の葺き替えなどの修復作業が行われました。



この唐臼小屋は、地域の大切な文化として今も保存されているよ!

